

# 戦後現職教育制度の開設段階における共同審議体制

— 教育委員会・大学・首長部局・受講者による実施計画に関する意思決定 —

## Collaborative Deliberative System at the Establishment Stage of the In-service Education System in Postwar Japan

— Decision-making regarding annual implementation plans for in-service education  
by boards of education, local national universities, prefectural governments, and participants —

芥川 祐征

AKUTAGAWA Masayuki

[キーワード Keyword] 戦後教育改革, 都道府県教育委員会, 現職教育, 新制国立大学, 首長部局

[所 属 Institution] 岐阜大学大学院教育学研究科 (Graduate School of Education, Gifu University)

[要 旨 Abstract] 本稿は、戦後教育改革の一環として成立した現職教育制度の開設段階を対象として、各都道府県における共同審議体制の整備状況および各都道府県教育委員会における現職教育実施計画の策定状況を解明したものである。すなわち、現職教育の開設に当たって、各都道府県においては教育委員会・大学・首長部局・受講者による民主的な意思決定体制が整備され、現職教育に関する事項について、計画・運営および両方に関する審議機関が設置されていた。そして、現職教育実施計画の策定状況について、①単位を詳細に指定・配当していた事例（栃木県・三重県）、②長期修得を目的として漸次開講単位数を増加した事例（北海道・熊本県）、③短期修得を目的として漸次開講単位数を減少した事例（群馬県・岡山県・高知県・福岡県）、④複数回の大幅な計画変更を行った事例（徳島県）、⑤年度ごとに単位数を均分配当するのみであった事例（宮城県・富山県・奈良県・島根県）、⑥学校職制を問わず一括して単位を混合配当した事例（山形県・静岡県・長崎県・鹿児島県）がみられた。

### 1. 本稿の目的と課題

本稿の目的は、連合国軍最高司令官総司令部（General Headquarters, the Supreme Commander for the Allied Powers: GHQ/SCAP）の主導による戦後教育改革の一環として成立した現職教育制度の開設段階（1949～1951年）を対象として、各都道府県において実施計画がどのように策定されたのかを解明することである。

そもそも、日本において現職教育制度が新設されたのは、1949（昭和24）年9月1日に教育職員免許法（法律第26号：以下「免許法」と略す）および教育職員免許法施行法（法律第148号：以下「施行法」と略す）が、11月1日に免許法施行規則（文部省令第38号）が施行され、戦後教育職員の資格要件が法定されたことに端を発する。これを受けて、各都道府県においては、現職教育を展開していくための開設・運営条件も急速に整備されていった。すなわち、大学および都道府県教育委員会（以下、設置主体ごとに「都道府県教委」「市町村教委」と略す）が各種講習・講座の開設主体として指定され、文部省内に設置された「現職教育研究委員会」によって実施方法に関する手引が編纂された。なかでも、都道府県教委が開設する場合は、①大学の「指導と承認」を受けること、②開講2カ月前までに認可申請書を文部大臣に提出し、認可を受けること、③講習終了後1カ月以内に講習実施状況・収支決算を文部大臣に報告することで水準が保証されていた。このことについて、従来の研究では、現職教育制度の一環としての教育職員免許法認定講習（以下「認定講習」と略す）の創設段階における運営機構の整備過程や（芥川2022）、宮城県を事例とした戦後の現職教育制度の展開過程については明らかにされてきたものの（佐藤2013）、それらの実施計画が決定された条件・過程や計画の具体的な内容については未解明のままである。とりわけ、戦後の教育職員免許状をめぐるのは、新旧免許状切替や仮免許状に有効期限が設定されており、各都道府県教委においては旧制学校から継続して勤務する現職者の身分保持のために、効率的な単位修得を図らなければならなかった。そこで、本研究では、戦後初期日本における現職教育制度の開設段階を対象として、民主的な共同審議体制の整備状況を明らかにする。その場合、各都道府県における意思決定機関の設置状況および各都道府県教委における現職教育実施計画の策定状況に着目する。

## 2. 各都道府県における教育委員会・大学・首長部局・受講者による共同審議機関の設置状況

### (1) 現職教育の開設に関する事項を対象とした審議機関の設置事例

各都道府県においては、現職教育制度の早急な開設・運営条件の整備が求められており、①現職教育を実質的に担当する新制国立大学、②現職教育を運営する都道府県教委事務局、③現職教育の当事者である受講者代表の協力により、民主的に意思決定を図る必要性に迫られていた。ただし、現職教育およびその一環としての認定講習に関する審議事項に着目すると、計画・運営および両方に関する審議機関が設置されていた。

第一に、現職教育制度の実施に関して、計画に関する審議機関が設置されていた事例である。例えば、北海道では、1949(昭和24)年12月2日に「現職教育計画準備会」(現職教育企画審議会)が北海道立札幌第二高等学校を会場として開催され、道教委事務局による制度に関する概要説明と協議の後、牧野徹夫(指導課長)から「現職教育計画について」、浅沼英三(指導主事)から「現職教育実施について」それぞれ説明があり、議長互選のもと協議「現職教育計画委員会の設置並びに運営について」「現職教育計画委員会の計画及び実施について」が行われ、白岩教(教職員課長)からも解説「教育職員検定について」が行われた<sup>(1)</sup>。

福島県では、計14名の委員からなる「現職教育計画委員会」が設置され、そこでは大綱的な原案については円滑に立案されたが、認定講習における費用負担の問題に関しては県財務担当者との折衝段階で対立がみられた<sup>(2)</sup>。また、認定講習の実施にかかる受講者の既得権益保護や、開設条件としての期間・会場・担当講師の確保に関する問題、受講者選定方針の問題等が山積していた<sup>(3)</sup>。

山梨県では、1950(昭和25)年8月23日に現職教育に関する調査研究・計画立案を目的として、山梨県教委事務局(教育長・管理部長・指導部長)・山梨県庁(総務部長)・山梨大学(学長・学芸学部長・工学部長・補導部長・分校主事・事務局長)からなる「現職教育計画委員会」が設置され、山梨県教委事務局学校教育課内に現職教育事務局が置かれた<sup>(4)</sup>。あわせて、同課内において現職教育の原案作成を目的として、山梨県教委事務局6名・山梨大学6名・山梨県庁3名・受講者代表6名からなる「現職教育計画準備委員会」も新設された<sup>(5)</sup>。同様に、和歌山県では、和歌山県教委事務局・和歌山大学・和歌山県教組からなる「現職教育委員会」が設置され、僻地における科目開講、担当講師の人員確保、効果的な開設方法、多様な職務経験・基礎資格をもつ現職者を対象とした現職教育の計画について審議が行われた<sup>(6)</sup>。

鳥取県では、民主的・協力的な体制による計画立案のために、鳥取県教委事務局および鳥取県庁(4名)・鳥取大学(4名)・受講者代表(4名)の計12名からなる「現職教育計画委員会」が設置された<sup>(7)</sup>。当初は、夏期休暇に4週間、冬期休暇に2週間の講座が開講される計画であったが、認定講習受講拒否闘争の全国的展開を受けて委員会審議を重ねたところ、開講期間を縮小することが決定された<sup>(8)</sup>。

山口県では、全国に先がけて1950(昭和25)年1月の冬期休暇を利用して、県内6会場において現職校長・教員600名を対象とした2単位相当の講座が試行的に開講され、翌年度以後の全体計画を立案するために山口県教委事務局・山口大学・受講者代表からなる「現職教育企画協議会」が設置され、2月には第1回の協議会が開催された<sup>(9)</sup>。

第二に、現職教育制度の実施に関して、運営に関する審議機関が設置されていた事例である。例えば、秋田県では、秋田県教委事務局指導課内に秋田県教委事務局・秋田大学・現職教員・秋田県教組からなる「現職教育計画審議会」(委員長:秋田県教育長)が設置され、単位付与・講習運営・免許検定事務に関する事柄について審議が行われた<sup>(10)</sup>。同様に、長野県では、各地区の教育出張所が現職教育の運営に当たることとなり、これに援助・協力することを目的として各会場の運営委員が選任されたが、これらは「教職員現職教育協議会」の設置にともない同協議会の委員として位置づけられた<sup>(11)</sup>。

京都府では、1950(昭和25)年に現職教育の適正かつ円滑な運営を目的として、京都府教委事務局(2名)・京都府学事課(1名)・府内9大学(各2名)・京都市教委事務局(2名)・受講者代表(校長3名・教員6名・私立学校3名:幼稚園または小・中・高等学校から均分配当)の計35名からなる「教育職員現職教育協議会」が設置された<sup>(12)</sup>。特に、5月20日には京都府職員会館を会場として開催され、府教委事務局職員・府内9大学・受講者代表の連絡・連携が図られた<sup>(13)</sup>。同様に、兵庫県でも同年に教育関係者および各界代表者からなる「教育職員現職教育協議会」が設置され、そこでの意向が「教育職員現職教育計画」に反映された<sup>(14)</sup>。

第三に、現職教育制度の実施に関して、計画および運営に関する審議機関が設置されていた事例である。

例えば、宮城県では、1948（昭和23）年6月に宮城地方軍政府のデリカ教育課長（K. F. Delica）による指導のもと宮城県学務課・宮城師範学校・宮城県教組からなる「現職教育協議会」（後に東北大学の教育学関連講座教員も参加）が設置され、毎月第3木曜日には定例の研究討議が行われた<sup>(15)</sup>。このような動きの中で、翌年4月には北海道・東北地方（新潟県も含む）の校長・教育長・指導主事350余名からなる「IFEL協議会」の申合せを受けて、7月に上記の協議会は「現職教育委員会」に改組され、それ以後は毎月の定例会において免許法等や現職教育に関する研究・協議が行われた<sup>(16)</sup>。特に、同委員会は、宮城県教委事務局・県内4大学（東北大学・東北学院大学・宮城学院大学・三島学園）・教育研究所・受講者代表からなる計24名で構成され、教育長の諮問機関として「諸施策の推進、協力の強力な活動も要望されている全国的にも稀な組織」であった<sup>(17)</sup>。

岡山県では、現職教育を有効・適切・円滑に実施することを目的として、計28名の委員からなる「現職教育企画運営協議会」が設置された<sup>(18)</sup>。特に、1951（昭和26）年度における主要議題として、現職教育の日程および会場・科目等に加えて講習内容の実践性が問題となり、①講習の開設趣旨を明確にし、各担当講師が十分検討するように努めること、②講義形式のみならずワークショップおよび実技・演習といった経験的諸活動も採用するよう計画することが求められた<sup>(19)</sup>。

## (2) 認定講習の開設に関する事項に特化した審議機関の設置事例

第四に、現職教育制度のうち認定講習の実施に特化して、計画に関する審議機関が設置されていた事例である。例えば、岩手県では、岩手県教委事務局・岩手大学・受講者代表の計10余名からなる「認定講習企画委員会」が設置され、1950（昭和25）年4月から数回の審議を経て実施計画が立案された<sup>(20)</sup>。同様に、埼玉県では、埼玉県教委事務局・埼玉大学・受講者代表からなる「免許法認定講習企画協議会」が設置され、教育長の諮問機関として実施計画が立案された<sup>(21)</sup>。

神奈川県では、認定講習の開設者として神奈川県教委・神奈川県庁または横浜国立大学が、担当講師として横浜国立大学の教員またはこれに準ずる者が指定されていた。そのため、認定講習の開設に当たって、開設者側と受講者側の連絡・協議を行うとともに実施計画を立案することを目的として、神奈川県教委事務局（4名）・神奈川県学事室（2名）・横浜国立大学（3名）・横浜市教委事務局（2名）・2市7出張所（3名）・神奈川県教組および神奈川県高等学校教組（3名）・校長会（小・中・高から各1名）・私立学校協会（1名）の計20名からなる「認定講習準備会」が設置された<sup>(22)</sup>。

島根県では、島根県教委事務局・島根県庁・島根大学・受講者代表からなる「免許法認定講習計画委員会」が設置され、文部省の示した年次計画案に則って「現職教育5カ年計画」が策定された<sup>(23)</sup>。同様に、熊本県では、認定講習の円滑な運営を目的として、熊本県教委事務局（5名）・熊本県庁（1名）・熊本大学（4名）・受講者代表（6名）の計16名からなる「免許法認定講習計画委員会」が設置された<sup>(24)</sup>。

第五に、現職教育制度のうち認定講習の実施に特化して、運営に関する審議機関が設置されていた事例である。例えば、大阪府では、1950（昭和25）年2月に大阪府教委事務局・府内各大学・受講者代表からなる「免許法認定講習運営委員会」が設置された<sup>(25)</sup>。同様に、香川県では、認定講習の民主的・効果的な運営を目的として、香川県教委事務局（6名）・香川県庁（1名）・香川大学（6名）・受講者代表（7名）の計20名からなる「免許法認定講習運営協議会」が設置され、具体的な諸問題について検討が行われた<sup>(26)</sup>。

広島県では、「免許法認定講習連絡協議会」が設置され、1950（昭和25）年度は毎月開催されていた<sup>(27)</sup>。ここでは、当初から認定講習の開設について、①現職校長・教員の資質向上に役立つものであること、②多数の現職校長・教員が勤務校を離れて受講することによる教育活動の停滞と混乱を防ぐこと、③受講者の費用負担を軽減すること等が争点とされた<sup>(28)</sup>。

高知県では、高知県教委事務局（6名）・高知大学（6名）・受講者代表（5名）の計17名からなる「運営協議会」（三者協議会）が設置され、1951（昭和26）年3月から計画・実施ならびに運営上の諸問題等に関して10余回にも及ぶ慎重な検討がなされた<sup>(29)</sup>。また、8月の開講を目標として円滑に準備を進めるために、5月14日には高知県教委事務局（8名）・高知大学（8名）・受講者代表（8名）の計24名が教育長から委員として委嘱され、当初の体制から短期間のうちに大幅増員された<sup>(30)</sup>。

福岡県では、1949（昭和24）年度が研究・準備期間として位置づけられ、文部省主催の説明会や各種打合・



協議会等を経て、1950(昭和25)年度の夏期認定講習の開設を目標として、担当講師(大学教員)と受講者代表(校長・教員)からなる協議会が設置された<sup>(31)</sup>。

第六に、現職教育制度のうち認定講習の実施に焦点化して、計画および運営に関する審議機関が設置されていた事例である。例えば、青森県では、青森県教委事務局・弘前大学・青森県教組の計12名(各4名)からなる「認定講習企画運営委員会」が設置され、期間・会場・人員・教室区分、講習課程・種類、各科目の時間配当・単位数、担当講師の選定・委嘱・配置、会場別の時間割編成、成績審査の方法等について予算案とともに検討が行われ、数回の審議を経て実施計画が立案された<sup>(32)</sup>。一方、山形県では、実態に応じた有効・適切な計画の立案と円滑な運営を図ることを目的として、複数の審議機関が併設された。すなわち、①山形県教委事務局(9名)・山形大学(18名)の代表者により構成され、主催者として基本的事項の審議・運営に当たる「認定講習委員会」、②山形県教委事務局(4名)・山形大学(6名)に加えて、受講者代表として校長会3名(小・中・高等学校から各1名)・山形県教組4名(山形県教組2名・山形県高等学校教組1名・山形県高等学校専門学校教組1名)により構成され、上記の基本的事項に沿って実施計画・運営方法等について全県的に検討する「認定講習協議会」、③地区教育出張所代表・受講者代表(上記の構成に準ずる)により構成され、地区教育出張所単位で実態に即した円滑な運営を図るための「地方認定講習協議会」がそれぞれ設置された<sup>(33)</sup>。

静岡県では、1950(昭和25)年度に認定講習の運営に関する諮問・審議機関として、静岡県教委事務局・静岡大学・受講者代表(校長・教員)からなる「免許法認定講習基準協議会」が設置された<sup>(34)</sup>。ここで、策定された基準をもとに教育長が定めた方針を実施するために、地区ごとの担当講師・地区教育出張所員・校長・教員からなる「地区免許法認定講習実施協議会」も併設され、各会場における受講人員の配当等に関する検討が行われた<sup>(35)</sup>。翌年度には、同協議会が静岡県教委事務局(3名)・静岡大学(12名)・受講者代表(校長5名・教員5名)の計25名からなる「免許法認定講習企画委員会」に改組され、静岡県教委の要請に応じて会議が行われることとなった<sup>(36)</sup>。その後、1952(昭和27)年度に同委員会の構成は、静岡県教委事務局(2名)・静岡大学(12名)・受講者代表(校長3名・教員3名)の計20名に縮小された<sup>(37)</sup>。

大分県では、免許法等の施行後まもなく大分県教委事務局・大分県庁・大分大学・受講者代表からなる「免許法認定講習協議会」が設置され、数回にわたる審議を経て、それぞれの意見を反映した実施計画が立案された<sup>(38)</sup>。すぐに、1950(昭和25)年度の認定講習開設に当たって、県内の関係者を大分県教委事務局会議室に招集し、6月15日には「認定講習三者連絡会」、7月4日には「夏季認定講習事務地方課長打合せ」、6月24日および7月6日には「夏季認定講習会講師打合せ」、7月15日には「免許法講習についての打合せ」が相次いで開催された<sup>(39)</sup>。そして、認定講習の円滑な運営を目的として、大分県教委事務局・大分大学・大分県教組(大分県教組・大分県高等学校教組)の代表者からなる「免許法認定講習幹事会」が設置され、9月9日には大分大学学芸学部を会場として、教育職員免許法認定通信教育(以下「認定通信教育」と略す)、第2回長期講習開講計画、校長講習開講計画、土日講習開講計画等に関する打合せが行われた<sup>(40)</sup>。また、9月13日にも同会場において上記の協議会が開催され、認定通信教育に関する実施要項・募集区域・諸経費・選考基準等に関する大綱が決定され<sup>(41)</sup>、9月25日に開催された同幹事会では、認定通信教育、第2回長期講習、大分大学の1年課程における聴講生等に関する検討がなされた<sup>(42)</sup>。その後、1951(昭和27)年度になると、4月25日の同協議会で実施計画が策定されるとともに、その後の具体的な運営については同幹事会において検討がなされた<sup>(43)</sup>。また、6月20日には大分大学において「夏期認定講習講師打合せ会」が<sup>(44)</sup>、10月3日には大分県教委事務局内の会議室において同幹事会が、同月7日には同会議室において「郡市認定講習事務主任者会議」が相次いで開催された<sup>(45)</sup>。同様に、翌年度も大分県教委事務局内の会議室において4月24日・5月21日・6月12日には同協議会が、6月22日には同幹事会が開催された<sup>(46)</sup>。

以上、すでに免許法等に関する立法者意思の伝達過程において、地方ブロックごとに解説講習会・協議会等が開催されてきた経緯があり、いずれの都道府県においても現職教育の開設方式に大差はなかった【表1参照】。しかし、各都道府県における審議機関の対象・内容領域に着目すると、①広く現職教育に関する事項を全般的に対象としていた道府県と、認定講習にのみ特化していた府県に分かれ、②計画・運営あるいは両方に関する審議を行っていた機関に分かれた。そして、その審議過程においては、教育委員会事務局側・大学側・首長部局側・受講者側(校長・教員・教職員組合)による民主的な意思決定が保障されていた。

表1 各都道府県における教育委員会・大学・首長部局・受講者の協力による意思決定体制

	審議機関名称	構成員	人員
現職教育	北海道「現職教育計画準備会」(現職教育企画審議会)	不明	不明
	宮城県「現職教育協議会」(1948年6月)	宮城師範学校・宮城県学務課・教職員組合(後に東北大学教育学関係講座の教員も参加)	不明
	宮城県「現職教育委員会」(1949年4月～)	宮城県教育委員会事務局・東北大学・東北学院大学・宮城学院大学・三島学園・教育研究所・受講者代表	24名
	秋田県「現職教育計画審議会」	秋田県教育委員会事務局・秋田大学・現職教員・教職員組合	不明
	福島県「現職教育計画委員会」	福島県教育委員会事務局・福島大学・受講者代表(教職員組合)・専門委員(主事)	14名
	山梨県「現職教育計画委員会」	山梨県教育委員会事務局(教育長・管理部長・指導部長)・山梨大学(学長・学芸学部長・工学部長・補導部長・分校主事・事務局長)・山梨県庁(総務部長)	不明
	山梨県「現職教育計画準備委員会」	山梨県教育委員会事務局・山梨大学・山梨県庁・受講者	21名
	長野県「教職員現職教育協議会」	各会場の運営委員(地区教育出張所員)	不明
	京都府「教育職員現職教育協議会」	京都府教育委員会事務局・京都市教育委員会事務局・府内9大学・京都府学事課・受講者代表(校長・教員・私立学校)	35名
	兵庫県「教育職員現職教育協議会」	教育関係者・各界代表者	不明
	和歌山県「現職教育委員会」	和歌山県教育委員会事務局・和歌山大学・和歌山県教職員組合	不明
	鳥取県「現職教育計画委員会」	鳥取県教育委員会事務局・鳥取大学・鳥取県庁・受講者代表	12名
	岡山県「現職教育企画運営協議会」	岡山県教育委員会(教育委員・教育長・指導課長)・岡山大学・岡山県総務部・幹事	28名
	山口県「現職教育企画協議会」	山口県教育委員会事務局・山口大学・受講者代表	不明
認定講習	青森県「認定講習企画運営委員会」	青森県教育委員会事務局・弘前大学・教職員組合(各4名)	12名
	岩手県「認定講習企画委員会」	岩手県教育委員会事務局・岩手大学・受講者代表	10余名
	山形県「認定講習委員会」	山形県教育委員会事務局・山形大学	27名
	山形県「認定講習協議会」	山形県教育委員会事務局・山形大学・校長会・教職員組合	17名
	山形県「地方認定講習協議会」	地区教育出張所代表・受講者代表(上記の構成に準拠)	不明
	埼玉県「免許法認定講習企画協議会」	埼玉県教育委員会事務局・埼玉大学・受講者代表	不明
	神奈川県「認定講習準備会」	神奈川県教育委員会事務局・横浜市教育委員会事務局・2市7地区教育出張所・横浜国立大学・神奈川県学事室・神奈川県教職員組合・神奈川県高等学校教職員組合・校長会・私立学校協会	20名
	静岡県「免許法認定講習基準協議会」(1950年度)	静岡県教育委員会事務局・静岡大学・受講者代表(校長・教員)	不明
	静岡県「地区免許法認定講習実施協議会」(1950年度～)	各地区担当講師・地区教育出張所員・校長・教員	不明
	静岡県「免許法認定講習企画委員会」(1951年度)	静岡県教育委員会事務局・静岡大学・受講者代表(校長・教員)	25名
	同上(1952年度)		20名
	大阪府「免許法認定講習運営委員会」	大阪府教育委員会事務局・府内各大学・受講者代表	不明
	島根県「免許法認定講習計画委員会」	島根県教育委員会事務局・島根大学・島根県庁・受講者代表	16名
	広島県「免許法認定講習連絡協議会」	不明	不明
	香川県「免許法認定講習運営協議会」	香川県教育委員会事務局・香川大学・香川県庁・受講者代表	20名
	高知県「運営協議会」(三者協議会)(1951年3月)	高知県教育委員会事務局・高知大学・受講者代表	17名
	同上(1951年5月)		24名
	福岡県(協議会の名称不明)	講師(大学)・受講者(校長・教員)	不明
	熊本県「免許法認定講習計画委員会」	熊本県教育委員会事務局・熊本大学・熊本県庁・受講者代表	不明
	大分県「教育職員免許法認定講習協議会」	大分県教育委員会事務局・大分大学・大分県庁・受講者代表	不明
大分県「免許法認定講習幹事会」	大分県教育委員会事務局・大分大学・教職員組合(大分県教職員組合・大分県高等学校教職員組合)	不明	

(出典) 各都道府県教委の発刊した年報・月報をもとに筆者作成

### 3. 都道府県教育委員会における現職教育実施計画の策定状況

教育公務員特例法においては、各都道府県教委に対して「研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない」(第19条第2項)という規定に基づき、現職教育実施計画の策定が要請された。ここでは、特に所要単位修得のための受講負担が大きかった校長免許状を取得するための必修科目(以下「校長必修科目」と略す)の開講計画に焦点を当てる。すなわち、現職教育によって校長免許状を授与・上進する場合、現職校長・校長候補者は日常的な職務遂行の傍ら勤務校を離れて8単位以上または15単位以上を修得しなければならず、合理的に所要科目の単位を修得しなければならなかった。

(1) 都道府県教育委員会における現職教育実施計画の主体的策定事例

まず、都道府県教委における現職教育の実施計画に関して、主体的に策定していた事例がみられた。

第一に、校長免許状を取得するための所要単位について、詳細に指定して担当していた教育委員会である。例えば、栃木県教委では、1950 (昭和25) 年度から1955 (昭和30) 年度までの6年間のうちに希望者全員が免許状の上進に必要な単位を修得できるように、栃木県教委と宇都宮大学の協力により「免許法認定講習6カ年計画」が策定された<sup>(47)</sup>。特に、認定講習のうち「校長コース」については、一級・二級免許状取得希望者とも共通して教室編成が行われ、同一の講義内容を受講することとされた【表2参照】。すなわち、1951 (昭和26) 年度は、校長必修科目のうち、①「教育評価」(2単位)、②「教育行政学」(3単位)、③「教育社会学及び社会教育」(3単位) がそれぞれ開講されていたが、翌年度からは同様の科目について2単位の科目は3単位分に、3単位の科目は2単位分にそれぞれ変更され、以後それらの単位数は交互に変更されていた。ただし、校長免許状取得のための主要科目として位置づけられていた「学校教育の指導及び管理」については、計画段階において開講が予定されていなかった。

表2 栃木県教育委員会における認定講習「校長コース」の年次開講計画

年度	科目	教育評価	教育行政学	教育社会学 社会教育	合計
1951年度		2	3	3	8
1952年度		3	2	2	7
1953年度		2	3	3	8
1954年度		3	2	2	7
1955年度		2	3	3	8
合計		12	13	13	38

(出典) 栃木県教育委員会事務局総務課編『教育月報』第1巻第7号 (昭和25年12月号)、栃木県教育委員会事務局総務課、1950、40頁 (栃木県立図書館所蔵) をもとに筆者作成

三重県教委では、1950 (昭和25) 年度の第55回教育委員会定例会において認定講習の実施計画が決定されたことを受けて、12月5日に三重県教育長から各地区教育出張所長・各学校長 (桑名市を除く) ・桑名市教委に宛てて通知「三重県教育委員会主催免許法認定講習開設計画について」(教学第1690号) が発出された<sup>(48)</sup>。ここでは、各学校種 (幼稚園も含む) の校長免許状上進を目的として、免許法施行規則第18条および施行法施行規則第7条の規定に基づき「校長講習6カ年計画」が策定された【表3参照】。具体的には、校長講習 (全24単位) の実施計画において校長必修科目のうち、①「教育評価」は全2期 (1951年度第2期・1954年度第2期) にわたり4単位分、②「学校教育の指導及び管理」は全2期 (1950年度第2期・1953年度第1期) にわたり4単位分、③「教育行政学」は全4期 (1950年度第3期・1952年度第1期・1953年度第2期・1955年度第1期) にわたり8単位分、④「教育社会学及び社会教育」は全4期 (1951年度第1期・1952年度第2期・1954年度第1期・1955年度第2期) にわたり8単位分の開講が計画されていた。また、同県では、当初から厳格に開講年度・科目・単位数が設定され、各期とも2単位分が付与される計画であり、受講者は数年内に所要単位をすべて修得できる予定であった。その場合、計画の途中で免許法等の改正により資格要件が変更された場合であっても、当初の計画を変更せず実施することとされた<sup>(49)</sup>。

表3 三重県教育委員会における「校長講習6カ年計画」の年次開講科目・単位数

年度	科目 会期	教育評価	学校教育の 指導及び管理	教育行政学	教育社会学 及び社会教育
1950	第2期		2単位		
	第3期			2単位	
1951	第1期				2単位
	第2期	2単位			
1952	第1期			2単位	
	第2期				2単位
1953	第1期		2単位		
	第2期			2単位	
1954	第1期				2単位
	第2期	2単位			
1955	第1期			2単位	
	第2期				2単位
計					24単位

(出典) 三重県教育委員会事務局編『三重県教育委員会公報』号外 (昭和25年12月5日発行)、三重県教育委員会事務局、1950、5頁 (鳥羽市立図書館所蔵) をもとに筆者作成

第二に、校長免許状を取得するための所要単位について、長期修得を目的として漸次開講単位数が増加していった教育委員会である。例えば、北海道教委においては、1949 (昭和24) 年度末における認定講習関係予算の成立後まもなく道内の現職校長・教員約6,100名を対象とした「認定講習受講計画」が策定され、道内全大学の協力のもと他の都府県に先駆けて文部省に申請書を提出したところ、具体的な講習課程の検討段階に



において批判が噴出したため、学外者に対する担当講師の委嘱、小学校の校舎借用、出張講座の併設等の対策を講じた上で開設する運びとなった<sup>(50)</sup>。その後、1950（昭和25）年5月1日に制定された北海道開発法（法律第126号）に基づいて、北海道開発庁による「北海道総合開発計画」の一環として、1952（昭和27）年度から1961（昭和36）年度までの10カ年の開発計画が策定され、教育分野においても1951（昭和26）年12月の教育委員会定例会を通じて教員需給計画を加味した「現職教育永年度計画」が新たに審議・決定された<sup>(51)</sup>。とりわけ、校長免許状を取得させるためには、1955（昭和30）年度に500名、1956（昭和31）年度に750名、1957（昭和32）年度に1,300名、1958（昭和33）・1959（昭和34）年度に1,000名、1960（昭和35）年度に800名を受講させる計画が示された<sup>(52)</sup>。

熊本県教委では、認定講習実施の基本方針として、①施行法第7条該当者は経過措置として1956（昭和31）年3月末までに免許状を上進できるように計画すること、②そのためには継続的な現職教育の受講機会を確保できるように計画すること、③認定講習の一斉受講により各学校の教育活動に支障がないように配慮することが示された<sup>(53)</sup>。この方針を受けて、同事務局によって仮免許状の有効期限までの「免許法認定講習6カ年計画」が策定され、年度別・基礎資格別・取得希望免許状別の詳細な計画が県内の現職校長・教員に対して示された【表4参照】。これによると、教諭一級普通免許状から校長一級・二級普通免許状に上進する場合と、校長仮免許状から校長二級普通免許状に上進する場合のいずれも1950（昭和25）年度に2単位、1951（昭和26）年度から1953（昭和28）年度にかけて各3単位、1954（昭和29）年度に4単位を修得させる計画であった。また、校長二級普通免許状から校長一級普通免許状に上進する場合は、1954（昭和29）年度から翌年度にかけて各2単位を修得させる計画であった。このことから、同県の認定講習については有効期限のない二級普通免許状への上進を優先し、次いで一級普通免許状への上進に移行していく計画であった。

表4 熊本県教育委員会における「免許法認定講習6カ年計画」の年次開講単位数

対象	基礎資格	取得希望 免許状	教職経験 年数	所要 単位数	各年度修得単位数					
					1950	1951	1952	1953	1954	1955
施行法 第2条	教諭一級普通免許状	仮	—	—						
	1949年9月1日在職	仮	—	—						
	教諭一級普通免許状	二級	6	8	2	3	3			
		一級	9	15	2	3	3	3	4	
免許法 別表7	教諭一級普通免許状	仮	3	—						
	校長仮免許状	二級	3	15	2	3	3	3	4	
	校長二級普通免許状	一級	3	8					(2)	(2)

（出典）熊本県教育委員会編『教育要覧 General Summary of Education 1951』熊本県教育委員会，1951，43頁（熊本県立図書館所蔵）をもとに筆者作成

第三に、校長免許状を取得するための所要単位について、短期修得を目的として漸次開講単位数が減少していった教育委員会である。例えば、群馬県教委では、1950（昭和25）年に「群馬県認定講習年次計画表」が策定された。ここでは、現職校長582名を認定講習の受講対象者とした上で、校長一級普通免許状の取得に必要な延4,656単位のうち、1951（昭和26）年度は延1,746単位、1952（昭和27）年度は延2,910単位を修得させ、その後は1953（昭和28）年度から1955（昭和30）年度にかけて新任校長100名に対して各年度とも延800単位ずつ修得（1名あたり8単位分）させる計画であった<sup>(54)</sup>。

岡山県教委では、文部省による現職教育計画に則って10カ年計画を策定しており、校長免許状の上進に必要な単位について1951（昭和26）年度から5年間で修得が完了する予定であった<sup>(55)</sup>。すなわち、修得予定の計6,088単位（744名）に対して、1951（昭和26）年度までに延3,395単位、1952（昭和27）年度に延1,137単位、1953（昭和28）年度に延1,253単位、1954（昭和29）年度に延1,248単位、1955（昭和30）年度に延1,247単位を修得させる計画であった<sup>(56)</sup>。また、校長講習の受講者については免許法等施行時の現職校長を対象としており、施行法第2条適用者に限定されていた<sup>(57)</sup>。その場合、教委事務局側には受講者決定後に受講票を交付すること、大学側には各科目終了後に試験・論文・報告書等による成績審査（1カ月以内）の結果に基づき所定の単位を付与すること、受講者側には講習ごとに所定の受講願を提出することがそれぞれ求められた<sup>(58)</sup>。

高知県教委では、当初から施行法第7条該当者に対する免許状上進を最優先しており、それ以外の教員に対

する免許状上進や校長免許状取得については、所要科目を公平に修得できるように計画が構想されようとしていたが、三者協議会の審議および教育委員会の議決を経て、県内すべての教育職員に受講対象が拡大された<sup>(59)</sup>。すなわち、1950(昭和25)年度から2年以内にそれらの所要単位を修得させ、1952(昭和27)年度には所要単位の未修得者を対象とした講習および校長講習を開設する計画であった<sup>(60)</sup>。

福岡県教委では、施行法第7条該当者については1953(昭和28)年度まで、それ以外の現職校長・教員については1955(昭和30)年度までの免許状上進を目標として「免許法認定講習5カ年計画」が策定された<sup>(61)</sup>。特に、校長講習は1953(昭和28)年度から2年間にわたり開設され、①小学校長1,160名と中学校長900名(4会場)については1年次(8単位)と2年次(7単位)に分けて修得させ、②高等学校長については現職者400名と候補者400名に分けた上で、それぞれ1年間で15単位を修得させる計画であった<sup>(62)</sup>。その場合の「基本方針」として、①現職教育計画は第一義的に免許状切替(施行法第7条)、第二義的に免許状上進(免許法別表)のための単位修得希望者を優先し、施行法第7条該当者および仮免許状所有者の単位修得は1956(昭和31)年3月末までに完了すること、②免許状の種類・区分ごとに所定の教職経験年数を満たした者から優先的に受講を認めること、③受講者の希望に添うように努めるものの、特別な事情により、やむを得ない場合も起こり得ること、④認定講習の一齐受講によって各学校の教育活動に支障をきたさないように配慮すること、⑤担当講師の大半は大学教員に委嘱することが示された<sup>(63)</sup>。

第四に、校長免許状を取得するための所要単位について、現職教育の制度化後しばらく保留しており、他の都道府県に遅れて開設を計画していた教育委員会である。例えば、長野県教委では、1951(昭和26)年度から5年以内に校長一級普通免許状を取得できるように実施計画が策定され、認定講習の目的・対象領域ごとに、①一般教養科目に関する「第1類講習」、②教科専門科目に関する「第2類講習」、③教職に関する専門科目(以下「教職専門科目」と略す)に関する「第3類講習」、④現職校長を対象とした「第4類講習」、⑤助教諭(臨時免許状所有者)・初任教諭を対象とした「第5類講習」に区分して開設されることとなった<sup>(64)</sup>。ここでは、1951(昭和26)年度および1952(昭和27)年度に最も多くの科目が開講され、その後は漸減して1955(昭和30)年度には施行法第7条の該当者を対象として所要単位の修得が完了する予定であった<sup>(65)</sup>。

京都府教委では、施行法第7条の経過措置規定に基づいて、1950(昭和25)年に3年間の「京都府教育職員現職教育計画」が策定された。特に、受講者の経済的・時間的制約の軽減および受講の機会均等を図る観点から、会場を市内班と郡部班に区分するとともに、定時制講習を実施するために年度内に2カ月間ほど週五日制を採用することも予定されており、なかでも「校長講習会」に関しては1952(昭和27)年度に一括して16科目が開講される計画であった<sup>(66)</sup>。また、講習について、①夏期休暇の60日間にわたり開講される「夏期講座」(12単位)、②年間を通じて土・日曜日の80日間にわたり開講される「定時制講座」(12単位)、③教員養成系大学で開講される教職課程の「通信講座」(約20単位)が計画されていた<sup>(67)</sup>。

香川県教委では、当初の「認定講習3カ年の全体計画」に基づいて、大多数の現職校長・教員を開設から2年以内に受講させた上で、1952(昭和27)年度には校長講習のみ開設する予定であった<sup>(68)</sup>。ところが、結局は全2期からなる6年間の「認定講習全体計画」が策定されることとなり、1953(昭和28)年度から1955(昭和30)年度にかけて校長講習を開設する計画に変更された<sup>(69)</sup>。

大分県教委では、「認定講習年次計画」が策定され、校長講習については1950(昭和25)年度に2単位、1951(昭和26)年度および1952(昭和27)年度に各4単位、1953(昭和28)年度から1955(昭和30)年度にかけて各2単位の計16単位分を修得させる予定であった<sup>(70)</sup>。ところが、免許法等の改正にともない仮免許状所有者は短期間のうちに多くの単位を修得する必要性が薄れたことから、各年度3期にわたる長期講習は改められ、以後は夏期休暇期間等を利用した開講に変更された<sup>(71)</sup>。

第五に、校長免許状を取得するための所要単位について、現職校長(校長仮免許状所有者)を対象として校長二級普通免許状への上進に特化して開設することを計画していた教育委員会である。例えば、福井県教委では、1950(昭和25)年度における認定講習の開設経緯として、実施計画の立案段階で現職校長・教員に対する受講希望科目数調査を行い、その結果をもとに福井大学の開設する現職教育講座との連携を図ろうとしていた<sup>(72)</sup>。ここで、現職校長はすでに再教育施策における学修により4単位修得しているものと見做され、1950(昭和25)年度が1単位、1951(昭和26)年度から翌年度まで各2単位、1953(昭和28)年度から1955(昭和30)



年度まで各1単位の計8単位分を修得させることで校長二級普通免許状を授与する計画であった<sup>(73)</sup>。

兵庫県教委では、1950（昭和25）年2月に施行法第7条の経過措置規定に基づいて3年間の「兵庫県教育職員現職教育計画」が策定された<sup>(74)</sup>。特に、受講者の経済的・時間的制約の軽減および受講の機会均等を図る観点から、定時制講習を実施するために年2カ月間ほど週五日制を採用することも予定されており、なかでも「教職的課程」の科目は年間を通して定時制の形式で開講され、「校長講習」の科目は冬期休暇期間において1950（昭和25）年度は4単位、翌年度は4単位が開講される計画であった<sup>(75)</sup>。

## （2）都道府県教育委員会における現職教育実施計画の変更事例

次に、都道府県教委における現職教育の実施計画に関して、複数回の変更をしていた事例がみられた。すなわち、徳島県教委では、認定講習の実施計画の立案において、①施行法第7条該当者に対する認定講習は1952（昭和27）年度までに完了すること、②施行法第2条適用者に対する校長講習は1952（昭和27）年度までの完了を目途とすること、③施行法第2条適用者に対する認定講習は1951（昭和26）年度以後なるべく早く完了すること、④予算と担当講師の許す限り会場数を多く設定すること、⑤長期講習（長期休暇期間中の開講）と定時制講習（土・日曜日の開講）を併用すること、⑥通信教育を最大限に利用することを念頭に置いて検討が進められた<sup>(76)</sup>。特に、「当初実施計画」は、1年間の認定講習受講により免許状を前進できるように構想されており、校長講習については1952（昭和27）年度から3期にわたり開設される予定であった【表5上欄参照】。

ところが、1950（昭和25）年1月に県内9会場で開催された「趣旨伝達講習会」における調査結果によると、すでに受講希望者は延8,000名を超えており会場設備・担当講師数等の不足が懸念されたことから、施行法第7条該当者のうち所定の教職経験年数を満たす者（1950年3月末時点）はすべて受講が許可された<sup>(77)</sup>。その場合、1951（昭和26）年度には施行法第7条に基づく教職経験年数（1953年3月末まで）を満たす者（約1,700名）および校長仮免許状取得のための教職経験年数（1950年3月末まで）を満たす者（約900名）を対象として校長講習を開講し、1952（昭和27）年度以後は免許法第6条に基づく認定講習受講者（約2,300名）および校長普通免許状の上進希望者（約500名）を対象として校長講習を開講する見込みであった<sup>(78)</sup>。そのため、「第1次修正実施案」では、2年間の受講により免許状が前進できるように計画され、校長講習は1952（昭和27）年度に2期ほど開設される計画に変更された【表5中欄参照】。

そして、1953（昭和28）年度は国庫補助の廃止にともない、「第1次修正実施案」における実施計画も短縮せざるを得ず、全県的な全日制講習（長期休暇期間中の開講）と部分的な定日制講習（土・日曜日の開講）を併用することで、年度末までに施行法第7条該当者の単位修得を完了することが予定された<sup>(79)</sup>。

表5 徳島県教育委員会における認定講習の年次開講計画の修正過程

《当初実施計画（1カ年上級免許状取得案）》

年次	1950	1951	1952	備考
I	一般教養（6） 1950年3月31日該当者	教科専門（7）・別表4（20） 1950年3月31日該当者	教職専門（10） 校長（5）	土日講習
II	教科専門（7） 遠距離受講者・校長 1953年3月31日該当者	教職専門（10）・別表4（15） 遠距離受講者・校長 1953年3月31日該当者	一般教養（6）・校長（5） 遠距離受講者・校長 1953年3月31日該当者	夏期講習
III	教職専門（10） 1950年3月31日該当者	一般教養（6） 別表4（10）	教科専門（7） 校長（5）	土日講習
計	23単位	23単位（45単位）	23単位（15単位）	

《第1次修正実施案（2カ年上級免許状取得案）》

年次	1950	1951	1952	備考
I	一般教養（6） 近距離受講者 1950年3月31日該当者	一般教養（6） 近距離受講者・校長 1953年3月31日該当者	校長講習（8）	土日講習 （定時制）
II	教科専門（3） 遠距離受講者・校長 1953年3月31日該当者	教科専門（4） 遠距離受講者・校長 1953年3月31日該当者	一般教職課程（16） （遠距離受講者）	夏期講習 （全日制）
III	教職専門（10） 近距離受講者 1950年3月31日該当者	教職専門（10） 近距離受講者 1953年3月31日該当者	校長講習（7）	土日講習 （定時制）
計	19単位	20単位	31単位	

《第2次修正実施案（認定講習6カ年計画案）》

年度	科目	形式	時期	日数	単位	会場	受講人員	受講資格
1950	一般教養	定時制	1学期	18	6	16	2,800	1950年3月31日施7該当者・要宿泊者・校長
	教科専門	全日制	夏期休暇	15	3	23	4,600	1953年3月31日施7該当者
	教職専門	通信教育	2・3学期		7		2,900	1950年3月31日施7該当者
1951	一般教養	全日制	夏期休暇	15	3	16	2,000	1950年・1953年3月31日施7該当者
	教科専門	定時制	通年	8	2	23	4,600	1953年3月31日施7該当者
	教職専門	定時制	通年	8	2	23	7,000	全教員
	教職専門	通信教育			7		1,500	1953年3月31日施7該当者
1952	一般教養	全日制	夏期休暇	15	3	16	2,000	1950年・1953年3月31日施7該当者
	教科専門	定時制	通年	8	2	23	4,600	1953年3月31日施7該当者
	教職専門	定時制	通年	8	2	23	7,000	全教員
	教職専門	通信教育	通年		7		1,500	1956年3月31日施7該当者
	校長講習	全日制	夏冬休暇	20	4	9	1,000	校長・教頭・所定経験年数の教諭
1953	一般教養	定時制	通年	21	3	16	2,000	1956年3月31日施7該当者・別表4該当者
	教科専門	全日制	夏期休暇	15	3	23	2,000	1956年3月31日施7該当者・別表4該当者
	教職専門	定時制	通年	8	2	23	7,000	全教員
	教職専門	通信教育			7		1,000	別表4該当者
	校長講習	定時制	通年	16	4	9	1,000	校長・教頭・所定経験年数の教諭
1954	一般教養	定時制	通年	12	3	16	2,000	1956年3月31日施7該当者・別表4該当者
	教科専門	全日制	夏期休暇	10	2	23	2,000	1956年3月31日施7該当者・別表4該当者
	教職専門	定時制	通年	8	2	23	7,000	全教員
	教職専門	通信教育			8		500	別表4該当者(仮免)
	校長講習	定時制	通年	6	4	9	1,000	校長・教頭・所定経験年数の教諭
	一般教養	定時制	通年	12	3	16		未受講者
1955	教科専門	全日制	夏期休暇	10	2	23	2,000	1956年3月31日施7・別表4・未受講者
	教職専門	定時制	通年	8	2	23	7,000	全教員
	校長講習	定時制	通年	16	4	9	1,000	校長・教頭・所定経験年数の教諭
	一般教養	定時制	通年	12	3	16		未受講者

(出典) 徳島県教育委員会編『昭和二十八年度 徳島県教育調査書』徳島県教育庁, 1953, 152-153頁 (国立国会図書館デジタルコレクション) をもとに筆者作成

これを受けて、同県では「昭和27年度 徳島県教育職員免許法認定講習計画」が策定され、教育委員会の「週間教育改善要綱」に則って、認定講習は原則として休業日に開講されることとなった<sup>(80)</sup>。そこで、「第2次修正実施案」として認定講習の6カ年計画が策定され、各年度1,000名を定員とした4単位の校長講習が開設される予定となった【表5下欄参照】。すなわち、1952(昭和27)年度は県内9会場において20日間の全日制講習(夏期休暇・冬期休暇)が、1953(昭和28)年度は県内9会場において通年の定時制講習が、1954(昭和29)年度は県内9会場において通年6日間の定時制講習が、1955(昭和30)年度は県内9会場において通年で各16日間の全日制講習と定時制講習がそれぞれ計画された。

### (3) 都道府県教育委員会における現職教育実施計画の形式的策定事例

そして、都道府県教委における現職教育の実施計画に関して、形式的に策定していた事例がみられた。

第一に、校長免許状を取得するための所要単位について、年度ごとに単位数を均分配置するのみであった教育委員会である。例えば、宮城県教委では、免許状の種類・区分や職位に応じて現職教育計画が策定され、現職校長・校長候補者に対して1949(昭和24)年度から4年間にわたる「校長教職講習」「通信教育講習」が計画された【表6参照】。特に、前者は現職校長を対象としており、1951(昭和26)年度を除き各年度(1950年度は前年度開講分を振替)4単位の校長必修科目が県内1会場において開講される予定であった。一方、後者は校長候補者を対象としており、各年度2単位から4単位の校長必修科目が東北大学を会場として開講される予定であった。これらの講習では、いずれも東北大学の教員が担当講師として位置づけられており、校長免許制度の構想段階でみられた新制国立総合大学(旧帝国大学・旧文理科大学)による校長養成に最も近い条件で運用されようとしていた。

富山県教委では、校長講習に関する実施計画を策定しており、開講初年度の1950(昭和25)年度は32日間にわたり、県内2会場において9単位の講習(定員200名)を開講する予定であった【表7参照】。ただし、同県では免許法等施行直後からすでに冬期講習・土日講習(全3期)・春期講習をすでに試行しており、他の都道府県と比較しても認定講習の開設時期が際立って早かった<sup>(81)</sup>。そのため、1951(昭和26)年度以後は県内6会場に分散し、受講者は20日間で4単位を修得することで足りるものと試算された。

表6 宮城県教育委員会における現職教育の年次開講計画

年度	講習名	対象	人員	課程(単位)	延単位	期間	講師			
							会場数	当該大学教員	IFEL修了者	高校教員
1950	校長教職	校長	200	教職(4)	800	1949年度:16日	県内1校	○		
	一級教職	教諭	600	教職(9)	5,100	5~6月:36日	県内5校	○	○	
	仮免教職	助教諭	450	教職(13)	5,850	6~8月:52日	県内5校	○	○	
	現職教育講座	教諭	900	教科(8)	7,200	7~8月:32日	各国立大学	○		
	通信教育	校長・教員	1,300	教職(2~4)	3,000	年3期	東北大学	○		
1951	二級教職	教諭	600	教職(8)	4,800	6~7月:32日	県内5校	○	○	
	一級教職	教諭	600	教職(8)	4,800	7~8月:32日	県内5校	○	○	
	仮免一般教養	助教諭	1,198	教養(3)	3,594	11月:12日	県内11校			○
	教員養成長期講習		100	全(30)	3,000	1年間	東北大学	○		
	現職教育講座	教諭	757	教科(6)	4,542	8~9月:24日	各国立大学	○		
	通信教育	校長・教員	1,965	教職(2~4)	5,800	年3期	東北大学	○		
1952	仮免一般教養	助教諭	658	教養(3)	1,800	6月:12日	県内5校			○
	仮免教職	助教諭	1,136	教職(9)	7,800	7~8月:36日	県内7校	○	○	
	校長教職	校長	200	教職(4)	800	11月:16日	県内1校	○		
	教員養成長期講習		100	全(30)	3,000	1年間	東北大学	○		
	現職教育講座	教諭	814	教科(4~8)	5,000	7~8月:32日	各国立大学	○		
1953	通信教育	校長・教員	2,000	教職(2~4)	5,500	年3期	東北大学	○		
	仮免教科	助教諭	800	教科(7)	-	5~6月:28日	県内11校	○	○	○
	一級教職	教諭	600	教職(5)	-	6~7月:20日	県内7校	○	○	
	現職教育講座	教諭	500	教科(4)	-	8月	各国立大学	○		
	校長教職	校長	200	教職(4)	-	8月:16日	東北大学	○		
	仮免教職	助教諭	500	教職(3)	-	-	県内7校	○	○	
	東北大講習	校長・教員	1,000	教職(2~4)	-	年3期	東北大学	○		
通信教育	校長・教員	3,000	教職(2~4)	-	年3期	東北大学	○			

(\*1) 表中の「教員養成長期講習」の内訳については図画工作科30名・音楽科30名・体育科40名

(\*2) 教職専門科目は延57,550単位, 教科専門科目(一般教養科目を含む)は延45,536単位

(出典) 宮城県教育委員会編『年次報告書 昭和25年度 昭和26年度 昭和27年度』宮城県教育委員会, 1953, 88-89頁; 同編『宮城県の教育 昭和28年度』宮城県教育委員会, 1954, 95-96頁; 宮城県教育委員会事務局編『教育宮城』第2巻第13号(通巻20号:昭和27年3月号), 宮城県教育委員会事務局, 1952, 13頁; 同編, 第3巻第4号(通巻21号:昭和28年4・5月合併号), 1953, 48頁(宮城県図書館所蔵)をもとに筆者作成

表7 富山県教育委員会における校長講習の年次開講計画

年度	日数	会場	単位	定員	延単位数
1950	32	2	9	200	1,800
1951	20	6	4	480	1,920
1952	20	6	4	480	1,920
1953	20	6	4	480	1,920
1954	20	6	4	480	1,920
1955	20	6	4	480	1,920

(出典) 富山県教育委員会編『昭和28年度教育予算概要』富山県教育委員会, 1953年, 39-40頁(富山県立図書館所蔵)をもとに筆者作成

奈良県教委では, 認定講習の運営条件に関する調査結果(奈良学芸大学・奈良女子大学の教員組織, 免許状の種類・区分ごとの受講者数, 延未修得単位数等)に基づいて5カ年計画が策定された。特に, 「特別校長講習」として, 1950(昭和25)年度に2単位, 1951(昭和26)年度に3単位, 1952(昭和27)年度に2単位, 1953(昭和28)年度に3単位といった計10単位分の科目開講を計画しており, 免許状上進のための不足分(15単位)については「教職専門講座」における単位修得として, 1950年度は2単位から3単位, 1952年度は1単位, 1953年度は1単位, 1954

年度は1単位といった計8単位分による代替が予定された<sup>(82)</sup>。

島根県教委では, 免許法等改正により大半の現職校長・教員が施行法第7条に該当することから, それら全員が1956(昭和31)年3月末までに一級普通免許状に上進できるように「現職教育5カ年計画」が策定され, 国庫補助・県予算等を踏まえて各年度とも同一の講習を複数回開講する方式が採用された<sup>(83)</sup>。その場合, 小・中学校の一級普通免許状を取得する場合, ①教科専門科目については大学公開講座を, ②教職専門科目(校長必修科目も含む)については認定通信教育を, ③一般教養科目・教科専門科目・教職専門科目(校長必修科目も含む)の全般にわたって認定講習を, ④その他に大学の「指導と承認」のもとで教育委員会との共催による「教育研究団体の自主的計画による講習会」を受講することが推奨され, 県内の現職校長・教員の単位修得状況を踏まえて認定講習における教職専門科目(校長必修科目も含む)の開講時期は検討されることとなった<sup>(84)</sup>。



特に、校長免許状を取得するための所要単位 (15単位) については、1951 (昭和26) 年度から5年間 (各年度3単位) にわたり開講する計画であった<sup>(85)</sup>。

第二に、校長免許状を取得するための所要単位について、特に受講者を現職校長・校長候補者に限定した講習を計画しておらず、一般の教諭を対象とした教育職員免許状の所要単位と併用して単位数を配当していた教育委員会である。例えば、山形県教委では、1951 (昭和26) 年4月の調査結果に基づいて認定講習・認定通信教育・大学公開講座といった開設形態ごとの「認定講習10年計画」が策定された【表8参照】。

表8 山形県教育委員会における「認定講習10年計画」の年次開講単位数

年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
年度	1951	1952	1953	1954	1955	1956	1957	1958	1959	1960	
認定講習	17,500	10,000	10,000	10,000	10,000	3,000	3,000	3,000	1,500	—	68,000
通信教育	9,000	8,000	8,000	8,000	8,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	66,000
公開講座	2,000	1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	16,000
計	28,500	19,000	19,000	19,000	19,000	10,000	10,000	10,000	8,500	7,000	150,000

(※1) 教育職員免許法施行法第7条の有効期限 (1961年3月) までに修得が必要な単位数: 延270,000単位  
 1949年度までの既修得単位の追認単位数: 延85,219単位, 1950年度に授与した単位数: 延36,730単位  
 (出典) 山形県教育委員会事務局調査課編『教育のあゆみ 1951』昭和26年度版「山形県教育年報」, 山形県教育委員会事務局, 1952, 104頁をもとに筆者作成

ここでは、前半5年間に於いて約7割の単位を修得させるとともに、後半5年間に於いては大学公開講座を中心に科目開講規模の縮小を予定していた。特に、山形大学は教育学部・文理学部・工学部・農学部の4学部が3地区に分散設置されていたことから、会場・担当講師を広域的に確保することは比較的容易であり、県内4カ所 (山形・米沢・鶴岡・新庄) が主会場として設定された。

静岡県教委では、1950 (昭和25) 年度に認定講習の3カ年計画が策定されたが、免許法等改正により施行法第7条の有効期限が1956 (昭和36) 年3月末に延期されたことから5カ年計画に変更された<sup>(86)</sup>。ここでは、各年度とも受講対象者1,000名を2班に分けた上で、1951 (昭和26) 年度はA班に8単位, 1952 (昭和27) 年度はA班に7単位, 1953 (昭和28) 年度はA班に8単位, 1954 (昭和29) 年度はB班に8単位, 1955 (昭和30) 年度はB班に15単位をそれぞれ修得させる計画であった<sup>(87)</sup>。

長崎県教委では、現職校長・教員が免許状を上進するために、1951 (昭和26) 年度から11年間のうちに所要単位の修得が完了するように計画が策定された<sup>(88)</sup>。ところが、同県では認定講習の開設当初から実施計画・講習内容・旅費支給等に対する課題が散見され、全県的な科目開講にも困難をきたしていた<sup>(89)</sup>。特に、同県は島嶼部・僻地が多く、勤務校から主会場となる長崎大学までの出張が非常に困難であり、地区ごとに担当講師の旅費等を負担して「出張講座」を開設せざるを得なかった<sup>(90)</sup>。

鹿児島県教委では、当初3カ年計画のもと1950 (昭和25) 年度から免許状上進を目的とした認定講習が開設されていたが、免許法等改正にともない5カ年計画さらには10カ年計画に順次変更された<sup>(91)</sup>。その場合、全日制講習として県内175会場 (各会場2単位) において教科専門科目が、定時制講習として県内30会場 (各会場6単位) において学校種ごとに教職専門科目・一般教養科目がそれぞれ開講された<sup>(92)</sup>。

以上、認定講習の全国的な開設直後において免許法等が改正されたことにより、①免許状切替の有効期限が1956 (昭和36) 年3月末まで、②校長仮免許状の有効期限が1955 (昭和30) 年3月末まで、③その他の仮免許状を有するものと見做された者の在職期限が1952 (昭和27) 年3月末までにそれぞれ延期されたことから、現職校長・教員が短期間のうちに単位修得する必要性が薄れ、また現職校長・教員の大半が施行法第7条に該当したため所要単位数も半減した。そのため、都道府県ごとの現職校長・教員数および延修得単位数・担当講師数によっては、教育委員会は大幅な計画の変更を余儀なくされ、そのことが都道府県による実施計画の策定状況の違いとなって表れた。すなわち、実施計画の策定状況について、①主体的に策定していた事例として、校長免許状所要単位を詳細に指定して配当していた教育委員会 (栃木県・三重県)、長期修得を目的として漸次開講単位数が増加していった教育委員会 (北海道・熊本県)、短期修得を目的として漸次開講単位数が減少していった教育委員会 (群馬県・岡山県・高知県・福岡県)、②複数回の変更をしていた事例として、大幅な計画変更を行った教育委員会 (徳島県)、③形式的に策定していた事例として、年度ごとに単位数を均分配

当するのみであった教育委員会（宮城県・富山県・奈良県・島根県）、受講者を現職校長・校長候補者に限定せずに一般の教諭を対象とした教育職員免許状の所要単位と併用して配当していた教育委員会（山形県・静岡県・長崎県・鹿児島県）がみられた。

#### 4. 総括

本章における分析と考察を通して、以下のことが明らかになった。

第一に、教育委員会事務局側・大学側・首長部局側・受講者側（校長・教員・教職員組合）の協力による民主的な意思決定体制の整備状況が明らかになった。まず、現職教育の開設に関する事項を対象とした事例として、①計画に関する審議機関（北海道・福島県・山梨県・和歌山県・鳥取県・山口県）、②運営に関する審議機関（秋田県・長野県・京都府・兵庫県）、③計画および運営に関する審議機関（宮城県・岡山県）の設置がみられた。次いで、現職教育制度のうち認定講習の開設に関する事項に特化した事例として、①計画に関する審議機関（岩手県・埼玉県・神奈川県・島根県・熊本県）、②運営に関する審議機関（大阪府・広島県・香川県・高知県・福岡県）、③計画および運営に関する審議機関（青森県・山形県・静岡県・大分県）の設置がみられた。このように、各都道府県における審議機関については、広く現職教育を対象としていた道府県と認定講習にのみ特化していた府県に分かれ、その内容領域に着目すると計画・運営あるいは両方に関する審議を行っていた機関に分かれた。

第二に、都道府県教委における現職教育実施計画の策定状況が明らかになった。これは、教育公務員特例法において、各都道府県教委に対して上記の計画策定（第19条第2項）が要請されたことに由来する。具体的には、認定講習の開設直後に免許法等が改正され、新旧免許状の切替および仮免許状の有効期限が延期されたことから、現職校長・教員にとって短期間のうちに単位を修得する必要がなくなり、また現職校長・教員の大半が施行法第7条に該当したため所要単位数も半減した。これらのことから、都道府県ごとの現職校長・教員数および既修得単位数・担当講師数に応じて、教育委員会としては大幅な計画の変更を余儀なくされた。

すなわち、都道府県教委における現職教育実施計画の策定状況について類型化したところ、①実施計画に関して主体的に策定していた事例として、校長免許状所要単位を詳細に指定して配当していた教育委員会（栃木県・三重県）、長期修得を目的として漸次開講単位数が増加していった教育委員会（北海道・熊本県）、短期修得を目的として漸次開講単位数が減少していった教育委員会（群馬県・岡山県・高知県・福岡県）、②複数回の変更をしていた事例として、大幅な計画変更を行った教育委員会（徳島県）、③形式的に策定していた事例として、年度ごとに単位数を均分配当するのみであった教育委員会（宮城県・富山県・奈良県・島根県）、受講者を現職校長・校長候補者に限定せずに一般の教諭を対象とした教育職員免許状の所要単位と併用して配当していた教育委員会（山形県・静岡県・長崎県・鹿児島県）がみられた。ただし、青森県教委<sup>(93)</sup>・福島県教委<sup>(94)</sup>・埼玉県教委<sup>(95)</sup>・新潟県教委<sup>(96)</sup>・山梨県教委<sup>(97)</sup>・和歌山県教委<sup>(98)</sup>については、実施計画の所在こそ確認されたものの年度ごとの詳細な配当単位数は不明であった。

#### 参考文献

- 芥川祐征「戦後初期日本における校長免許状制度の運用過程 — 校長講習および単位認定基準の緩和に着目して —」日本教育制度学会編『教育制度学研究』第28号、東信堂、2021、93-109頁
- 芥川祐征「教育職員免許法認定講習の創設と運営条件の整備 — 立法者意思および実施計画の伝達における政府間関係に着目して —」『岐阜大学教育学部研究報告（人文科学）』第70巻第2号、岐阜大学教育学部、2022年3月、169-182頁
- 佐藤幹男『戦後教育改革期における現職研修の成立過程』「学術叢書」学術出版会、2013
- 高橋寛人「校長・教育長・指導主事免許状の創設・改廃過程 — 教育職員免許法に関する一考察 —」『研究集録』第14号、東北大学教育学部教育行政学・学校管理・教育内容研究室、1983、29-47頁
- 高橋寛人「学校指導者免許制度の誕生と挫折」『学校指導者 — 教育長・校長・指導主事の養成 —』（「季刊教育法」第115号：1998年3月臨時増刊号）、エイデル研究所、1998、6-15頁
- 高橋寛人「免許制度の歴史と課題および大学院における養成の可能性」小島弘道編『校長の資格・養成と大学院の役割』東信堂、2004、39-53頁

## 付記

本稿は、日本学術振興会・科学研究費補助金のうち基盤研究(C)「校長候補者を対象とした現職教育制度における学修単位認定の史的検討」(研究課題番号:22K02229, 2022~2025年度, 研究代表者:芥川祐征)の助成による研究成果の一部である。また、占領下日本の地方教育史料に関する調査の過程で、国立国会図書館・国立教育政策研究所教育図書館をはじめ各都道府県の公立図書館・公文書館等のうち103館から協力をいただいたこと、深く御礼申し上げたい。

## 脚註

- (1) 北海道教育委員会教育長通知「現職教育計画準備会開催について」(昭和24年11月22日:指第46号)北海道教育委員会編『北海道教育弘報』第11号(昭和24年12月3日発行),北海道教育出版協会,1949,6頁所収(北海道立図書館北方資料室)。しかし、ここでは現職教育の実施計画よりも審議会役員の任命に関して「俄然意見が対立して一大論戦を展開し遂に肝腎の認定講習については何等結論を得ず散会して了つた」とされた(北海道教育委員会調査課編『北海道教育委員会月報』第1巻第9号(通巻9号:昭和26年3月号),北海道教育委員会調査課,1951,41頁:北海道大学附属図書館所蔵)。
- (2) 福島県教育委員会事務局調査課編『福島県教育委員会月報』第2巻第5号(通巻12号:昭和25年5月号),福島県教育委員会事務局調査課,1950,7頁。ここでは、福島県教委事務局からは長谷川寿郎(指導課長)・渡辺隣(行政課長)・佐藤勝海(調査課長)の3名,福島大学からは佐藤光(学芸学部助教授:教育研究所長も兼任)・田口孝之(同教授)・小泉孝治(同助教授)の3名,受講者代表として紺野幸太(福島県教組法制部長)・瀬戸春雄(同書記長)・佐藤正義(同中学校部長)の3名,および専門委員として三本杉国雄(福島県教委事務局指導課教育指導係指導主事)・横田佐代次(同指導主事)・猪狩不二男(同行政課小学校・中学校係事務局主事)・阿部鐵之助(同調査課庶務・予算係:事務局主事も兼任)・湯上二郎(同係:事務局主事も兼任)が委員に委嘱された。なお,委員の氏名・所属・職位は次の文献により特定した。福島県教育センター編『福島県教育史』第3巻「現代篇」福島県教育委員会,1973,900-901・1125・1133頁。同編,第5巻「統計・年表篇」福島県教育委員会,1975,648頁。福島大学庶務課編『福島大学要覧』昭和25年度,福島大学庶務課,1950,29-35頁。福島県総務部人事課編『福島県職員録(昭和25年11月1日現在)』福島県総務部人事課,1950,242頁(福島県立図書館所蔵)。
- (3) 前掲註2『福島県教育委員会月報』第2巻第5号(通巻12号:昭和25年5月号),1950,7頁。
- (4) 山梨県教育委員会「山梨県現職教育計画委員会規程」山梨県教育庁管理部調査課編『昭和25年度 山梨県教育概要』山梨県教育庁管理部調査課,1951,65頁(山梨県立図書館所蔵)。同委員会には互選による委員長・副委員長のほか,庶務に従事する若干名の幹事(山梨県教委事務局職員・山梨大学職員・山梨県吏員の中から委員長が委嘱)が置かれた。この場合,委員長には委員会の招集と会議の掌理,副委員長には委員長の補佐・代理に関する権限が認められた。
- (5) 山梨県教育委員会「山梨県現職教育計画準備委員会規程」同上,66頁。同委員会には互選による委員長1名・副委員長2名が置かれ,委員長には委員会の招集と会議の掌理,副委員長には委員長の補佐・代理に関する権限が認められた。また,「山梨県現職教育計画委員会」の委員・幹事はこの会議に出席し,意見を述べるができることとされた。
- (6) 和歌山県教育庁総務室編『和歌山県教育年報』昭和25年度,和歌山県庁総務室,1951,107頁(和歌山県立図書館所蔵)。
- (7) 鳥取県教育委員会事務局調査企画課編『昭和24年度 教育要覧』鳥取県教育委員会事務局調査指導課,1951,116頁(名古屋大学附属教育発達科学図書室)。なお,事務局として幹事4名も置かれていた。
- (8) 同上『昭和26年度 教育要覧』1951,122頁(鳥取県立図書館所蔵)。
- (9) 山口県教育庁総務調査課編『教育要覧 一九五〇年版』山口県教育庁総務調査課,1950,118頁(山口県立山口図書館所蔵)。
- (10) 秋田県教育庁編『秋田県教育要覧 昭和26年度教育報告書』秋田県教育庁,1952,121-122頁(秋田県立図書館所蔵)。同審議会においては,各委員から活発に意見が出されていたが,「学校教員の実情に即し,よい講習を開催するための意見交換なので,審議会でまとまつたことについては,大学側も教組側も全面的に協力してくれるので,講習はとどこおりなく実施できる」と評価されていた。
- (11) 長野県教育委員会編『昭和二十六年度 長野県教育年報』長野県教育委員会,1953,246頁(県立長野図書館所蔵)。同県では,1949(昭和24)年8月1日に県教委事務局内に教学指導課が設置され,現職教育に関する事務が所管事項の一つとして位置づけられた(同編,245頁)。
- (12) 京都府教育委員会「京都府教育職員免許法認定講習協議会規約」京都府教育委員会事務局編『教育展望 THE KYOIKU TENBO』第2巻第6号(通巻13号:昭和25年6月号),教育展望出版社,1950,26-27頁所収(国立国会図書館デジタルコレクション)。同協議会の規約においては,事務局が府教委事務局内に置かれ(第3条),事務局については京都府教委事務局(幹事3名・書記2名)・京都府学事課(幹事1名・書記1名)・京都市教委事務局(幹事2名・書記1名)で構成された(第4条)。また,同協議会は必要に応じて委員長によって招集され(第



- 6条)、専門委員会を設けることも認められた(第7条)。その場合、委員の互選により委員長・副委員長各1名が選ばれ、委員長は幹事の中から幹事長1名を委嘱し(第4条)、①委員は研究・協議、②幹事は協議会開催に関する準備・結果整理・連絡調整、③書記は協議会記録の作成・管理を担うこととされた(第5条)。
- (13) 同上, 19頁。
- (14) 兵庫県教育委員会事務局調査課編『兵庫教育月報』第2巻第1号(昭和25年4月号), 43頁, 1950(国立国会図書館所蔵)。堺市教育委員会・堺市立各学校幼稚園・堺市教職員組合・堺市立各学校幼稚園P.T.A・堺市教育関係諸団体編『昭和27年 堺市における教育振興策(案) — 講和後、教育はいかにあるべきか —』堺市教育委員会, 1952, 27頁(堺市立中央図書館所蔵)。
- (15) 宮城県教育委員会編『年次報告書 昭和24年度』宮城県教育委員会, 1950, 46頁(宮城県図書館所蔵)。
- (16) 同上, 46頁。
- (17) 宮城県教育委員会事務局「THE KYOIKU MIYAGI」第19・20合併号(昭和24年11月1日発行), 宮城県教育委員会事務局, 1949, 7頁(宮城県図書館所蔵)。
- (18) 岡山県教育庁調査課編『教育要覧 一九五〇年版』岡山県教育委員会, 1951, 171頁(岡山県立図書館所蔵)。ここでは、委員長を高畑浅次郎(岡山県教育長), 副委員長を坂元彦太郎(岡山大学教育学部長)・中西登喜継(岡山県総務部長)が務め、佐藤勝也(岡山県副知事)・井尻艶太(岡山県議会議員)・渡辺宗太郎(岡山大学法文学部長)・中塚祐一(同理学部長)・松本良彦(同法文学部教授)・野崎正衛(岡山県教育委員)・山崎始男(同委員)・横山正人(岡山県教育次長:教育委員会事務局総務課長も兼任)・吉川忠雄(所属・職位不明)・馬場栄(所属・職位不明)・下山練(津山市立津山中学校長)・石原楠正(所属・職位不明)および指導課長・幹事(12名)が委員に委嘱され、1950(昭和25年)4月14日に第1回協議会が開催された。当時、岡山県教委事務局に新設された指導課では、認定講習の運営に「全能力を集中し、指導課というよりもむしろ講習課と名づけた方が妥当な感までしたほど」とされた(同編, 170頁)。
- (19) 岡山県教育庁議事調査室編『教育要覧 一九五一年版』岡山県教育委員会, 1952, 163頁(岡山県立図書館所蔵)。
- (20) 鳥取県教育委員会指導調査課『教育制度を図解する — 日本教育のしくみ —』鳥取県教育委員会指導調査課, 1954, 41-42頁(鳥取県立図書館所蔵)。
- (21) 埼玉県教育局編『埼玉県教育要覧 1951年』埼玉県教育局, 1952, 142頁(埼玉県立熊谷図書館所蔵)。
- (22) 神奈川県教育委員会事務局調査課編『かながわ教育』第2巻第5号(通巻12号:昭和25年5月号), 神奈川県教育委員会事務局調査課, 1950, 42頁(神奈川県立図書館所蔵)。
- (23) 島根県教育庁調査普及室編『教育要覧』昭和27年度版, 島根県教育庁調査普及室, 1953, 53頁(島根県立図書館所蔵)。
- (24) 熊本県教育委員会編『教育要覧 General Summary of Education 1951』熊本県教育委員会, 1951, 41頁(熊本県立図書館所蔵)。また、同県教委事務局から5名が幹事として位置づけられた。なお、1950(昭和25年)年に同県教委事務局に新設された学務課免許係においては、認定講習に関する事務として、講習の計画→計画の申請→講習の実施→成績審査→単位の付与といった手続がとられていた(同編『教育要覧 General Summary of Education 1952』1952, 18頁:熊本県立図書館所蔵)。
- (25) 大阪府教育委員会事務局教育調査課編『大阪府教育委員会月報』第2巻第11号(通巻15号:昭和25年11月号), 大阪府教育委員会事務局教育調査課編, 1950, 5頁(国立教育政策研究所教育図書館所蔵)。
- (26) 香川県教育委員会事務局調査課編『香川県教育年報』昭和25年度, 香川県教育委員会事務局調査課, 1951, 67頁。
- (27) 広島県教育委員会編『広島県教育時報』第4号(昭和25年5月号), 広島県教育委員会調査室, 1950(国立教育政策研究所教育図書館所蔵)37頁。同様に8月には「通信教育運営協議会」の第1回協議会が開催された。
- (28) 同上, 第13号(昭和26年2月号), 1951, 37頁(広島県立図書館所蔵)。
- (29) 高知県教育委員会事務局調査課編『昭和二十六年版 高知県教育年報』高知県教育委員会, 1951, 60頁(高知県立図書館所蔵)。ここでは、3月4日の教育委員会定例会における承認を得て、①高知県教委事務局から楠瀬洋吉(教務課長)・安岡健次郎(指導課長)・北代周造(教務課主事)・岡村竜太(同)・益弘善次(同)・田中米一(指導課主事)、②高知大学から桜井精兵(教育学部長)・沢村武雄(文理学部教授)・石津純道(同)・岡信義(教育学部教授)・岡本一平(同)・吉野忠(同)、③受講者代表として高知県教組から推薦された河淵正実(高知市立昭和中学校長)・柳瀬増男(八田村立八田小学校長)・西内薫(高知県立高知追手前高等学校教諭)・久米田佐敏(高知県立盲学校教諭)・西村時衛(高知県教組文化部長)がそれぞれ委嘱された。
- (30) 高知県教育委員会事務局調査課編『昭和二十七年版 高知県教育年報』高知県教育委員会, 1952, 124頁(高知県立図書館所蔵)。ここでは、①高知県教委事務局から楠瀬洋吉(教務課長)・宇賀登喜雄(教務課主事)・岡村竜太(同)・宮本正心(同)・中島修(同)・安岡健次郎(指導課長:退職後は後任の井上源兵衛)・松本純一(指導課主事:転任後は後任の河内達芳)、②高知大学から桜井精兵(教育学部長:訪米中の代理として同教授の松本寛郎)・

高島輝夫 (教育学部助教授)・吉川潔 (同)・沢村武雄 (文理学部教授)・荒木修 (同助教授)・岡崎壽彦 (農学部助教授: 病氣療養中の代理として同助教授の永野幸夫)・山崎良幸 (高知女子大教授)・広田孝一 (同助教授, 長期出張中の代理として同教授の福田俊治), ③受講者代表として田村節郎 (和食村立和食小学校: 職位不明)・福吉利雄 (高知市立朝倉小学校教諭)・吉原勇 (高知市立朝倉中学校長: 長期出張中の代理として三瀬村立三瀬中学校の柳瀬益豊)・小坂則雄 (久礼町立久礼中学校: 職位不明)・湯浅秀夫 (高知県立高知工業高等学校: 職位不明)・尾崎重俊 (私立土佐女子高等学校: 職位不明)・岩尾衣 (高知市立高知商業高等学校: 職位不明)・平野秀男 (高知県立聾学校: 職位不明) がそれぞれ委嘱された。

- (31) 福岡県教育庁調査統計課編『福岡県教育要覧』昭和27年版, 福岡県教育庁調査統計課, 1953, 114頁 (北九州市立戸畑図書館所蔵)。
- (32) 青森県教育委員会事務局調査課編『青森県教育要覧 昭和三十六年度版』青森県教育委員会, 1952, 46頁 (青森県立図書館所蔵)。同県の認定講習は, 講師の人員不足と財政的窮乏が課題として指摘されており, このことは「今後も容易に好転され得るものとは見透し難い」ことから, 現職校長・教員は「あらゆる機会に単位の修得をはかるべきで, 徒に認定講習のみに依存することは良策ではない」とされた。
- (33) 山形県教育委員会事務局調査課編『教育のあゆみ 1950』昭和25年度版「山形県教育年報」山形県教育委員会事務局, 1951, 75頁 (山形県立図書館所蔵)。同編『山形県教育委員会月報 Panoramic Shous of Educational of Yamagata Prefecture』第2巻第8号 (昭和25年11月号), 山形県教育委員会事務局調査課, 1950, 22頁 (山形県立図書館所蔵)。ただし, これらの機関の最高責任者は山形県教育長と山形大学学長が務め, その事務組織については教委事務局4名, 各地区教育出張所1名の専任係員を配置し, 同大学からも各学部2名ずつ係員を委嘱していた。
- (34) 静岡県教育委員会事務局調査統計課編『昭和25年度 静岡県の教育』静岡県教育委員会, 1951, 129頁 (静岡県立図書館所蔵)。
- (35) 静岡県教育委員会調査統計課編『静岡県教育委員会月報』第2巻第2号 (通巻14号: 昭和25年5月号), 静岡県教育委員会事務局調査統計課, 1950, 38頁 (静岡県立図書館所蔵)。
- (36) 同上, 第3巻第3号 (通巻27号: 昭和26年6月号), 1951, 47頁。ただし, 静岡大学の教職員については, 同大学長の推薦した者に対して委嘱されることとなった。なお, 各委員の任期は委嘱された年度に限り, 静岡県教育長は同県教委事務局職員に対して幹事 (任期は年度内) を委嘱することとされた。
- (37) 同上, 第4巻第4号 (通巻40号: 昭和27年7月号), 1952, 4頁。
- (38) 大分県教育委員会編『教育こうほう kyouikukoho』第3巻第2号 (通巻22号: 昭和26年6月号), 大分県教育こうほう協会 (大分県教育庁内), 1951, 8頁 (大分県立図書館所蔵)。
- (39) 同上, 第2巻第4号 (通巻13号: 昭和25年8月号), 1950, 44頁。
- (40) 同上, 第2巻第6号 (通巻15号: 昭和25年10月号), 1950, 35頁。
- (41) 同上, 35頁。
- (42) 同上, 第2巻第7号 (通巻16号: 昭和25年11月号), 1950, 36頁。
- (43) 同上, 第4巻第2号 (通巻33号: 昭和27年5月号), 1952, 23頁。さらに, 5月15日に教育長室で開催された幹事会では, 夏期認定講習ならびに助教 (臨時免許状所有者) を対象とした長期講習の開催, 6月3日に大分大学で開催された幹事会では認定講習の大綱, 同月27日には大分県立教育研究所で開催された幹事会では夏期認定講習の詳細に関してそれぞれ協議が行われた。
- (44) 同上, 第4巻第4号 (通巻35号: 昭和27年7月号), 1952, 37頁。
- (45) 同上, 第4巻第8号 (通巻39号: 昭和27年11月号), 1952, 38頁。
- (46) 同上, 第5巻第3号 (通巻46号: 昭和28年6月号), 1953, 51頁。同編, 第5巻第5号 (通巻48号: 昭和28年8月号), 1953, 50-51頁。
- (47) 栃木県教育委員会事務局総務部編『教育月報』第1巻第7号 (昭和25年12月号), 栃木県教育委員会事務局総務課, 1950, 39頁 (栃木県立図書館所蔵)。
- (48) 三重県教育長通知「三重県教育委員会主催免許法認定講習開設計画について」(昭和25年12月5日: 教学第1690号) 三重県教育委員会事務局編『三重県教育委員会公報』号外 (昭和25年12月5日発行), 三重県教育委員会事務局, 1950, 5頁所収 (鳥羽市立図書館所蔵)。
- (49) 三重県教育局調査課編『三重県教育情報 MIE KYŌIKU JŌHŌ』第3巻第3号 (通巻20号: 昭和26年6月号), 三重県教育局調査課, 1951, 7頁 (三重大学附属図書館所蔵)。
- (50) 前掲註1『北海道教育委員会月報』第1巻第9号 (通巻9号: 昭和26年3月号), 1951, 42頁 (北海道大学附属図書館所蔵)。当時の大学側における主任教員からは「こんな大量長期の講習のカリキュラムはそう早急には立てられぬ」として, また「たとい自分等が引受けて帰つても実際講義を受持つ何十名若しくは何百名の教授達は絶対承認しないであろう」として批判がなされた。
- (51) 1951 (昭和26) 年10月の北海道開発審議会答申「北海道総合開発計画・北海道総合開発第1次5カ年実施計画」

において、北海道の開発を通じて日本全体の経済的自立、人口問題および「国民の志気」の問題に関する解決が図られようとしていた。

- (52) 前掲註1『北海道教育委員会月報』第3巻第5号(通巻26号:昭和27年8月号), 1952, 2頁(北海道立図書館所蔵)。
- (53) 熊本県教育委員会編『教育要覧 General Summary of Education 1951』熊本県教育委員会, 1951, 41頁(熊本県立図書館所蔵)。
- (54) 群馬県教育委員会事務局編『ぐんま教育』第21号(昭和28年7月号), 群馬県教育委員会事務局, 1953, 33-34頁(前橋市立図書館所蔵)。
- (55) 岡山県教育庁議事調査室編『教育要覧 一九五一年版』岡山県教育委員会, 1952, 163-164頁(岡山県立図書館所蔵)。
- (56) 同上『教育要覧 一九五二年版』1953, 156頁。これらのうち、退職または単位追認等によって不要となったものは延610単位であった。
- (57) 岡山県教育委員会事務局調査課編『岡山県教育時報』第2巻第6号(通巻10号:昭和25年6月号), 岡山県教育委員会事務局調査課, 1950, 8頁(岡山県立図書館所蔵)。
- (58) 同上, 10頁。
- (59) 高知県教育委員会事務局調査課編『昭和二十六年版 高知県教育年報』高知県教育委員会, 1951, 60頁(高知県立図書館所蔵)。
- (60) 同上, 61頁。
- (61) 前掲註31『福岡県教育要覧』昭和27年版, 1953, 128頁(北九州市立戸畑図書館所蔵)。当初(1950・1952・1953年度)は多くの講座が開設されたものの、その後は年度を追うごとに漸減し、免許法等の一部改正、受講対象者の異動、予算削減等にもない同計画は中途変更を余儀なくされた(同編『福岡県教育要覧』昭和30年度版, 福岡県教育庁財務調査課, 1956, 112頁:北九州市立大学図書館所蔵)。
- (62) 福岡県教育庁総務部総務課編集『教育福岡』「福岡県教育委員会広報誌」第3巻第1号(通巻17号:昭和26年1月号), 福岡県教育委員会, 1951(九州大学附属中央図書館所蔵)46頁。県教委事務局学校職員課によると、主な担当講師として小学校は福岡学芸大学の教員, 高等学校は九州大学の教員, 中学校はその他の大学教員を充てることとされ、人員が不足した場合には相当する講師を補充することとされた。
- (63) 前掲註31『福岡県教育要覧』昭和27年版, 1953, 114頁(北九州市立戸畑図書館所蔵)。なお、認定講習による所要単位の延修得数については、免許状上進のための修得がすでに延約50万単位にも達しており、1952(昭和27)年度までに全体の86%(延約43万単位)の修得が完了していた。
- (64) 長野県教育委員会編『昭和二十六年度 長野県教育年報』長野県教育委員会, 1953, 249-251頁(県立長野図書館所蔵)。
- (65) 同上『昭和二十八年度 長野県教育年報』1955, 118頁(県立長野図書館所蔵)。
- (66) 京都府教育委員会事務局編『教育展望 THE KYOIKU TENBO』第2巻第6号(通巻13号:昭和25年6月号), 教育展望社, 1950, 27頁(国立国会図書館デジタルコレクション)。その他にも, ①「教科的専門課程」(夏期休暇および定時制)については初年度に市内班, 翌年度に郡部班に分けて開講され, ②「一般教諭教職課程」については翌年度の春期休暇に一括して開講され, ③「養護教諭課程」については初年度に市内班, 翌年度に郡部班に分けて開講されることとなった。そして, 2年間未受講の者を対象として, 最終年度には全府的に開講される計画であった。その場合, 担当講師については, 大学教員や指導主事以外にも広く現職校長・教員から適格者を選考して委嘱することとされた。
- (67) 京都市教育委員会事務局調査計理課編『教育きょうと』第12号(昭和25年6月20日発行), 京都市教育委員会事務局(京都市役所内)調査計理課, 1951, 43頁(国立教育政策研究所教育図書館所蔵)。
- (68) 香川県教育委員会編『香川県教育委員会月報』第2巻第7号(通巻14号:昭和25年7月号), 香川県教育委員会, 1950, 3頁(香川県立図書館所蔵)。特に, 同県においては, ①仮免許状の有効期限(1953年3月末)までに県内すべての現職校長・教員に対して所要単位の修得を完了させること, ②各学校の教育活動に支障をきたさないように配慮すること, ③香川大学の施設・教員の協力を得て運営を行うこと, ④講習の実施に必要な経費を獲得すること等に苦慮した。
- (69) 香川県教育委員会事務局調査課編『香川県教育年報』昭和25年度, 香川県教育委員会事務局調査課, 1951, 66頁(香川県立図書館所蔵)。
- (70) 大分県教育委員会編『教育こうほう kyouikukoho』第3巻第2号(通巻22号:昭和26年6月号), 大分県教育こうほう協会(大分県教育庁内), 1951, 9頁(大分県立図書館所蔵)。
- (71) 同上, 8頁。そのため, 計画どおりに単位修得が進んだ場合, 夏期認定講習の受講のみでも1955(昭和30)年度までには全員が免許状上進に必要な単位数を満たすことが試算されており, それ以外の認定通信教育・大学公開講座等を併用することによって, より早期に免許状上進を完了できることが予想された。



- (72) 福井県教育委員会編『福井県教育委員会報』第2巻第8号(通巻15号:昭和25年9月号), 福井県教育委員会, 1950, 24頁。担当講師の所属・職位は次の文献により特定した。福井県総務部人事課編『福井県職員録(昭和25年10月1日現在)』福井県総務部, 1950, 189頁(福井県立図書館所蔵)。ところが, 福井大学からの計画案が遅延し, 福井県教組も認定講習受講拒否闘争に同調しようとしていたことから, 当初の計画どおりの開講が危ぶまれ, 受講者の欠席数増加を懸念した同事務局により当日申込者の受講も随時認められるようになった。
- (73) 同上, 第3巻第2号(通巻18号:昭和26年3月号), 1951, 25-26頁(福井県立図書館所蔵)。ここで, 認定講習開設費は財源を県費に依存していたことから, 同県においても講習開設のための財的条件が乏しく, 一般の教諭免許状の更新・上進のための一般教養科目・教科専門科目を認定講習として開設する一方, その他の教職専門科目(校長必修科目も含む)については各大学の開設する認定通信教育に委ねざるを得なかった。
- (74) 兵庫県教育委員会事務局調査課編『兵庫教育月報』第2巻第1号(昭和25年4月号), 兵庫県教育委員会事務局調査課, 1950, 43頁(国立国会図書館所蔵)。
- (75) 同上, 43・45頁。その場合, 科目担当講師については, 大学教員や指導主事以外にも広く現職校長・教員から適格者を選考して委嘱することとされた。
- (76) 徳島県教育庁編『徳島県教育月報』第2巻第5号(通巻5号:昭和25年3・4月合併号), 徳島県教育月報刊行会(徳島県教育庁), 1950, 22頁(徳島県立図書館所蔵)。同県では, 従来の再教育施策とは異なる「永久的な新しい教員養成制度の一環として法律に定められた現職教育機関」として認定講習を位置づけており, ①厳正かつ効果的な講習, ②受講の機会均等, ③教育活動に対する支障を生じないこと, ④施行法第1・2条適用者に対して, すみやかに単位を修得させることを基本方針としていた。
- (77) 同上, 23頁。当初は, 受講者の収容定員, 施設管理の利便性, 担当講師の交通事情等を勘案して, 海部地区(日和佐町)・那賀地区(富岡町)・徳島および勝名地区(徳島市)・板野および鳴門地区(板西町)・阿波麻植地区(川島町)・美馬地区(穴吹町)・三好地区(池田町)の7会場が指定されていた。
- (78) 同上, 24-25頁。ここでは, 講習開設の方法と期間について, 以下の運用案が提示された。なお, 同案では校長必修科目および教職専門科目(8単位)を9月中旬から2月下旬にかけて24日間にわたる土日講習として開講し, 徳島大学の教員を中心として優秀な指導主事・公立学校教員についても担当講師を委嘱する方針であった。

開設方法	特徴	制約・負担
1950・1951年度とも21単位すべてを開設	・週五日制あり ・土日講習(月2回)・定時制講習・夏期講習の併用	・年間の土・日曜日の半分 ・夏期休暇20日程度
	・週五日制なし ・日曜日と長期休暇を利用	・年間の日曜日すべて ・夏期休暇30日程度
1950年度に10単位 1951年度に11単位	・週五日制なし ・2年間で21単位開設	・受講予定者が1950年度2,700名, 1951年度1,700名となり会場・講師の確保が困難 ・1952年3月まで上級免許状が取得できない

(出典) 同編, 24頁をもとに筆者作成

- (79) 同上, 第4巻第3号(通巻26号:昭和27年3月号), 1952, 22頁(徳島県立図書館所蔵)。すなわち, 実施計画の短縮は年間当たりの開講科目数の相対的な増加を意味しており, 同県においては, ①認定通信教育の拡充, ②部分的な定日制講習の振興, ③講習種別の増加と講習課程の充実, ④講習会場の増設, ⑤講習内容の合理化により対応することとされた。また, その場合の実施方法についても, 免許法等における専門職制確立の趣旨に則り, ①画一的な講義ではなく自主的・効果的・模範的な講習方法を励行・助成すること, ②研究成果の集大成のために受講者の優秀報告書集を刊行すること, ③問題解決のための読書・資料蒐集・討議・実演授業等の研究方法を採用することが推奨された。
- (80) 同上, 第4巻第7号(通巻30号:昭和27年7月号), 1952, 10-11頁(徳島県立図書館所蔵)。
- (81) このことについて, 1949(昭和24)年5月15日時点の「市町村教育委員会教育長名簿」によると, 市町村教委の設置状況は, 市レベルが富山市・高岡市で全国の9.5%, 町レベルが上市町・雄山町・出町町・福野町・石動町・氷見町で全国の37.5%, 村レベルが釜ヶ淵村・南加積村・南谷村・西太美村・松沢村・水島村で全国の66.7%を占めていた(文部省調査普及局「教育委員会月報」第1巻第1号(昭和24年7月号), 文部省地方連絡課, 1949, 16-17頁所収)。
- (82) 奈良県教育委員会総務室編『昭和二十九年度版 戦後教育のあゆみ 1947-1954』年報第6号, 奈良県教育委員会総務室編, 1955, 236頁(奈良県立図書館情報館所蔵)。その場合, 担当講師の委嘱に関して「理論のみに偏することなく, 常に実際の方面との関連に留意して受講者の程度や要求に応ずるよう又現場の教育と直結させる」ことや, 実際の指導においても「単に講師の一方的な, 講演型式に偏することなく, 討議, 研究発表などの方法があわせ用い, 講習の内容も天下りを受講者の必要とする問題をとり上げる」ことが重要視された。また, 受講者に対する配慮として, 日常の教育活動に支障のないよう土・日曜日または長期休暇等の勤務時間外を利用して開講され, 受講者旅費の補助についても国庫からの交付額および支給対象者・配分基準等を勘案して公平に配分された。なお, 1953(昭和28)年度以後は, 国庫補助も廃止されたため, 県費による補助も差止めとなった。

- (83) 島根県教育庁調査普及室編『教育要覧』昭和26年度版、島根県教育庁調査普及室、1952、31頁（奈良県立図書情報館所蔵）。
- (84) 同上、31-32頁。
- (85) 同上、昭和27年度版、1953、54頁（奈良県立図書情報館所蔵）。
- (86) 静岡県教育委員会調査統計課編『静岡県教育委員会月報』第3巻第3号（通巻27号：昭和26年6月号）、静岡県教育委員会事務調査統計課、1951、47頁（静岡県立中央図書館所蔵）。
- (87) 同上、51頁。なお、各学校の教育活動に支障を来さないように各講習ともA班・B班に分けられ、授業日を除く夏期休暇期間および日曜日（各週）に開講され、成績審査は1単位ごとに行われた（同上、47頁）。ただし、実施計画の作成において、1単位ごとに18時間相当の講義を行うように記載することとされた。
- (88) 長崎県教育研究所編『長崎県教育の実態と方向 1954』長崎県教育委員会、1954、114頁（長崎県立長崎図書館所蔵）。
- (89) 同上、114頁。
- (90) 同上、114頁。
- (91) 鹿児島県教育委員会事務局編『本県教育の総反省と今後の方策 1952』鹿児島県教育委員会事務局、1952、222頁（鹿児島県立図書館所蔵）。
- (92) 同上、222頁。
- (93) 青森県教委では、教委事務局が原案を運営委員会に諮っていたところ、文部省主催の「現職教育講座開設に関する打合せ会」において認定講習実施基準の厳格な適用を指示され、事務局側で再度計画を修正することとなった。ところが、弘前大学との数回にわたる交渉を経て、第4回運営委員会において原案無修正のまま承認され、文部省にも認可された（青森県教育委員会編『青森県 教育時報』第1号（昭和25年7月号）、青森県教育委員会、1950、24頁：青森県立図書館所蔵）。
- (94) 福島県教委では、1950（昭和25）年度からの3カ年計画が策定され、1953（昭和28）年3月末までに施行法第7条該当者にすべての所要単位を修得させる予定であったが、免許法等改正にともない、また県財政が窮乏していた実態に鑑みて5カ年計画に変更された（前掲註2『福島県教育委員会月報』第3巻第3号（通巻22号：昭和26年3月号）、福島県教育委員会事務局調査課、1951、1-2頁：国立教育政策研究所教育図書館所蔵）。
- (95) 埼玉県教委では、施行法第7条該当者（小学校長424名・中学校長361名・高等学校長49名）を主として、県内9会場（1教室あたり約70名）における開講が予定されていたが、校長講習については「特別な時期をえらんで別に考慮する」こととされた（埼玉県教育局編『埼玉県教育要覧 1950年』埼玉県教育局、1951、160-161頁：埼玉県立熊谷図書館所蔵）。
- (96) 新潟県教委では、実施計画策定上の基本方針の決定や必要となる予算獲得を経て、1950（昭和25）年1月14日に5カ年計画が策定され、新潟大学教育学部との連絡協議会で精緻化していった（新潟県教育庁調査課編『教育月報』第1巻第4号（昭和25年7月号）、新潟県教育庁調査課、1950、4頁：新潟県立図書館所蔵）。特に、①新潟大学との緊密な連絡に基づく計画・実施および内容の充実、②各学校の教育活動に支障をきたさないような配慮、③全教員に資質向上の機会を与える計画、④受講者の経済的・地理的制約および予算編成の合理化といった観点から、会場地区・会場数・教室数等が検討されてきた（新潟県教育委員会編『新潟県教育要覧 1954』新潟県教育庁調査課、1954、68頁：新潟県立図書館所蔵）。また、翌年度には、①法令に準拠した諸講習の開設、②各学校の教育活動に支障をきたさないような計画策定、③受講者の経済的制約の軽減、④すべての現職者を対象とした講習の計画策定、⑤会場増設による受講の利便性向上が基本方針として示された（同編『新潟県教育要覧 1951』1951、26頁：新潟県立図書館所蔵）。
- (97) 山梨県教委では、群馬県で開催された「関東軍政部管下教育長師範学校長会議」の決議事項と、文部省主催の「現職教育講座開設に関する打合せ会」で示された要綱に則って、学士号を取得する場合の便益も考慮した上で夏期認定講習の実実施計画が策定された（山梨県教育庁総務課編『山梨教育月報』創刊号（昭和24年9月号）、山梨県教育庁総務課、1949、42頁：山梨県立図書館所蔵）。同県では、あらかじめ原案を文部省当局に示して了解を得た上で、単位追認の見通しをつけてから開設に至ったものの、財政の窮乏により当初案どおりに実施することができず、教職経験年数に基づく受講制限を行わざるを得なかった（同編、42頁）。1950（昭和25）年度の認定講習実施計画では、当初から夏期休暇期間中に県内12地区（59教室）を会場として約6,000名を対象として6単位を修得させる予定であったが、山梨県教組による附帯要望闘争にともない8月10日から10日間のうちに2単位を修得させることとなり、また第2学期中に2単位を修得させる第2回講習（日曜講習）と、第3学期に2単位を修得させる定時講習（第3回講習）の開設案に変更された（同編、第28号（昭和25年9月号）、1950、46頁：山梨県立図書館所蔵）。
- (98) 和歌山県教委では、全県的な実態調査をもとに6カ年計画が策定され、免許法等改正にともない1956（昭和31）年3月末（校長免許状は1955年3月末）までに現職校長・教員に免許状上進の機会を与えようとした（和歌山県教育庁総務室編『和歌山県教育年報』昭和25年度、和歌山県立図書館所蔵、1951、107頁：和歌山県立図書館所蔵）。

